

第6章 環境関連産業の育成・集積

1. 産学公連携による省エネ・省資源型製品の開発・事業化の支援

(1) 環境関連産業への支援

県では、省エネルギー・省資源、リサイクル等の環境関連技術や製品に関する研究開発、市場調査等について、積極的な支援を行っている。

(2) 環境・エネルギー産業の集積促進

省エネや環境負荷低減に関する「環境・省エネ分野」や、水素エネルギーをはじめとした新エネルギーに関する「エネルギー分野」について、本県の基礎素材型産業が持つ高い技術力や研究開発力を最大限に活用し、大企業と中小企業のパートナーシップによる新規事業展開や環境関連企業の立地誘導、産学公連携による大学・高専・公設試験機関等の研究機能を活用し、本県の次世代を担う新たな産業活力の創出をめざしている。

ア 省エネ・省資源型産業の集積促進

LEDをはじめとする省エネルギー、省資源に資する分野での新規事業展開を促進するため、産学公が連携して、中小企業の技術力向上、県内外企業との連携強化等の支援を行っている。

イ 新エネルギー利活用技術の研究開発促進

平成25年6月の液化水素製造工場操業開始を絶好の機会と捉え、「液化水素エネルギー利用製品」の試作開発を支援し、県内企業の新事業展開を促進する。

ウ 環境・エネルギー産業クラスター形成の推進

本県産業の特性や強みを活かして、産学公連携により県内産業の研究開発や新事業展開を促進することにより、「環境・エネルギー分野」における次世代産業の集積を促進する。

2. 水素等新エネルギーの利活用促進等による新たな産業の創出

瀬戸内沿岸部に立地するコンビナートにおいて、全国トップクラスの大量かつ高純度の水素を生成するという本県産業の特性・強みを活かして、平成27年春を目途に、周南市において、県内初となる水素ステーションの運用が開始されることから、全県的な水素利活用による産業振興と地域づくりを促進する。

3. 再生可能エネルギー関連産業、資源循環型産業の育成支援

(1) 再生可能エネルギー関連事業の育成支援

再生可能エネルギーを利活用する設備で、県内企業が開発した技術や県内で製造・加工された製品、県産の原材料をもとに製造・加工されたもの等を「再エネ「県産品」」として登録する制度を創設するとともに、補助制度、低利融資制度等による導入促進や、展示会、商談会等の開催によるPRなどにより、家庭、事業所、工場における再エネ「県産品」の一層の利活用促進を図り、本県再生可能エネルギー関連産業の振興を推進している。

県内の関連産業を支援するため、融資、補助金等の支援制度により、環境ビジネスへの参画、環境投資を拡大していくための仕組づくりに取り組んでいる。

ア 県産品利用・やまぐち再エネ補助金

住宅における再エネ「県産品」の導入に対する補助を行う。

(補助金額)

- 太陽光発電システム 1万円/kW (10kW未満)
- 太陽熱利用給湯システム 1.2万円/m² (上限4.8万円)
- 太陽熱利用空調システム 10万円 (延床面積125m²以上)
- 地中熱利用システム 10万円 (延床面積125m²以上)

イ 山口県地球にやさしい環境づくり融資

住宅用太陽光発電システム、低公害車等の整備に必要な資金の融資を行う。

融資対象：県内居住者

融資限度：500万円

融資利率：太陽光発電システム等：年1.0%、低公害車等：年1.7%

融資期間：太陽光発電システム等：10年以内、低公害車等：5年以内

所管課：環境政策課

ウ 再生可能エネルギー導入資金（山口県中小企業制度融資）

再生可能エネルギーによる発電等を行う中小企業者等に対し、必要な融資を行う。

(金融機関との協調融資)

融資対象：再生可能エネルギー設備等を導入する中小企業者等

資金使途：運転資金、設備資金

融資限度額：2億8,000万円 (運転資金5,000万円限度)

融資利率：5年以内 年1.9% (1.7%)

5年超10年以内 年2.0% (1.8%)

10年超 年2.2% (2.0%)

※ () 内は責任共有対象外の場合の利率

保証無しは、() 内の利率に0.3%加算

保証料率：年0.34%~1.76% (必要に応じて保証付)

融資期間：15年 (うち据置2年) 以内

運転資金の場合、5年 (うち据置1年) 以内

所管課：経営金融課

(2) 資源循環型産業の育成支援

県内事業者等による廃棄物の3R (排出抑制、再使用、再生利用) 活動を促進するため、技術開発から製品認定・普及までの各段階で、切れ目なく支援している。

ア 廃棄物3R事業化支援事業

産学公連携による産業廃棄物3Rの事業化を検討する。

実施手法：山口県産業技術センターを核として、県内事業者や学識者等でプロジェクトチームを編成

実施内容：小型家電リサイクルシステムの構築 (レアメタル市場調査、解体実証等)

鉦さい (スラグ) リサイクル技術の事業化 (性状把握、製造実証、他用途開発等)

イ 山口県廃棄物3R推進事業補助金

循環型社会の形成を進める上で効果が高いと認められるリデュース、リユース、リサイクルを推進する施設の整備費の一部に対する補助を行う。

補助対象：県内に設置する産業廃棄物等のリデュース、リユース又はリサイクルを推進する施設

補助対象経費：構築物費、機械装置・工具器具費、付帯工事費など

補助率：補助対象事業費の1/3以内

補助限度額：1事業あたり3,000万円以内（補助金額ベース）

所管課：廃棄物・リサイクル対策課

ウ 資源循環事例等認定普及事業

○エコ・ファクトリー認定制度

産業廃棄物の減量化等に対する事業者の意識喚起と取組の拡大を図るため、産業廃棄物の発生・排出抑制や循環的な利用に積極的に取り組んでいる事業所を「山口県エコ・ファクトリー」として認定する制度を、平成16年度から実施している。認定事業所は、平成25年度末で59事業所となっている。

○リサイクル製品認定普及制度

リサイクル製品の利用を促進し、県内リサイクル産業の育成を図るため、県内で発生する循環資源を利用し、県内で製造加工される製品を「山口県認定リサイクル製品」として認定する制度を平成12年度から実施している。認定製品は、平成25年度末で277製品となっている。

認定製品の一層の利用拡大を図るため、平成24年度から、官民一体の「山口県リサイクル製品利用促進連絡会議」を開催し、情報の共有や普及に向けた支援等に取り組んでいる。

4. 次世代自動車関連産業の育成支援

平成25年4月に策定した「山口県EV充電インフラ整備計画」に基づき、国補助制度等を活用した充電インフラの整備促進に取り組んでいる。

また、自動車メーカー、関係団体、市町等で構成する「環境やまぐち推進会議次世代自動車利用部会」を立ち上げ、EV等次世代自動車の利活用方策等について検討を進めている。

5. 持続可能な農林水産業の振興

(1) 循環型農業の推進

近年の環境保全意識の高まりの中で、農業生産活動による環境への負荷低減の視点が求められており、県では、平成13年度から、土づくりを基本に化学肥料や化学農薬の使用を低減した生産技術の導入や地域で発生する有機質資源、農業用資材の循環利用により、環境への負荷低減を図る「循環型農業」に取り組んでおり、その推進方策としては次のとおりである。

- ①循環型農業生産技術の導入・定着
- ②有機質資源の利用の促進
- ③循環型農業の産地づくり
- ④循環型農業生産技術で生産された農産物の流通・販売の促進
- ⑤農業用使用済みプラスチック類の再生利用の促進

また、化学農薬・化学肥料などの使用を50%以上削減した本県独自の認証農産物である「エコやまぐち農産物」の生産拡大を支援するとともに、「環境保全型農業直接支援対策事業」を実施し、地球温暖化防止、生物多様性保全効果が高い営農活動への支援を行うことで、循環型農業の取組の

拡大・定着を図っている。

「家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画」に基づき、家畜排せつ物のたい肥利用促進のための機械・施設整備を推進している。また、耕種農家とのたい肥需給情報共有のためのたい肥製造・販売施設マップを作成・配布し、家畜排せつ物の利用促進に努めている。

(2) 県産木材等の利用促進

木材は、加工に要するエネルギー消費がアルミニウムや鉄製品の製造・加工に比べて非常に少なく、再生産が可能な生物資源である。また、住宅等に利用すれば、炭素を長期にわたって貯蔵できるなど、木材を有効利用することは、地球温暖化の防止にも有効であることから、地球における環境保全に向けた取組の一環として、環境への負荷の少ない木材の利用を推進することとしている。木材の地産・地消を推進するため、「やまぐち県産木材利用拡大総合対策事業」により、強度や含水率など一定の品質基準を満たす優良県産木材を基準以上使用した耐震性等住宅性能評価の高い住宅建築に対する助成や県産木材を利用する公共施設への補助を行うなど民間住宅分野と公共建設分野において、県産木材の利用を進めている。

さらに、本県の豊かな森林資源がエネルギーとして有効に活用できるよう、平成13年度に策定した「やまぐち森林バイオマスエネルギー・プラン」に基づき、森林バイオマスの低コスト供給システムの実証実験を実施するとともに、木質ペレット燃料製造施設の整備、公共施設等へのペレットボイラーの導入を推進した。

また、平成17年度から平成21年度には、国の「バイオマスエネルギー地域システム化実験事業」により、経済的な課題や技術的な課題を解決しながら地域のエネルギーシステムを構築する実証実験に取り組んだ。

平成22年度からは、各システムの定着化に向けた取り組みを実施し、平成25年度末現在における、県内の森林バイオマス利用施設の設置状況は第2-6-1表のとおりである。

第2-6-1 森林バイオマス利用施設の設置状況

(平成26.3.31現在)

施設区分	箇所数	備考
森林バイオマスを利用した発電施設	5	
木質ペレットボイラー設置施設	20	
木質ペレットストーブ設置台数	67	民間住宅等への設置は含まない。